

宍粟市『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 9 月 1 日

宍粟市長 福 元 晶 三

記

I.協議の場を設けた地区（集落）

山 崎 町 葛 根 地 区

II.協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 1 日

III.当該地区（集落）における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

〈経営体数〉

個 人	16	経営体	うち2名	認定農業者	1名	認定就農者
法 人	0	経営体				
集落営農	1	経営体				

IV.Ⅲの結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は、十分確保されている。

5.農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の制度検証を行い必要に応じて活用を検討する。

6.地域農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体ごとに農地の集積を図り、作業の効率化を図ると共に水田中心の作付けに加え、引き続き黒大豆の作付けを行うなど経営の複合化を考える。
また、中心経営体及び集落営農に集落住民が協力し、耕作放棄地の防止等に努める。